

現 状

1. 危険有害性情報の伝達が不十分である

- ・ 化学物質に起因する労働災害が、年間600件～700件程度発生
- ・ サービス業等においては、化学物質の危険有害性について十分認識せず、労働者への教育もなされずに災害が発生しているケースが見受けられる。事業場の規模別では、中小規模事業場で多く発生
- ・ 危険有害な化学物質の容器等に表示がなかったため労働者の不安全な取扱いを誘発したと思われる災害が年間30件程度発生
- ・ 作業環境測定の結果については労働者が自らの作業環境の状況、改善必要性等を知りたいと思っても容易に確認できる仕組みとなっていない。このため労働者が健康障害を受ける可能性があるにも関わらず、それを知らないまま作業を続けるおそれがある

2. リスクに基づく自主的な化学物質管理の実施が低調である

- ・ 化学物質についてのリスクアセスメントの実施率が43%と低く、事業場の規模が小さいほど低い(その理由は、人材がない、時間がない、よく分からない等)
- ・ 現行法令に基づくA測定・B測定では、一部の作業について濃度を過大又は過小に評価してしまうおそれがある
- ・ 局所排気装置の屋外排気により、エネルギーを過剰に消費させているとの指摘がある
- ・ 法令に基づく有害物の発散抑制措置は、原則として密閉化か局所排気装置以外の工学的対策に限られている

3. その他の化学物質災害

- ・ 内燃機関、厨房のガス機器等によるCO中毒が年間40件程度発生している
- ・ 一部の有害な屋外作業において中毒災害が発生している

職場における化学物質管理のあり方

1. 危険有害性情報の提供と活用の促進

- ① GHS分類により危険有害とされるすべての化学物質についての情報提供を確立する必要がある
  - ・ 譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対し、ラベル表示及びMSDSによる危険有害性情報の提供制度を確立
- ② 事業場内で使用する容器等へ名称等を表示する必要がある
- ③ 提供される情報の活用のため労働者教育や普及のための仕組みを充実する必要がある
- ④ 作業環境の測定結果(必要に応じ、併せて改善計画)を労働者へ周知する必要がある

2. リスクに基づく合理的な管理の促進

- ① より簡便なリスクアセスメント手法を普及する必要がある
  - ・ 化学物質管理についての専門的な人材がない事業場においても実施可能な、わが国の実情に合った簡便なリスクアセスメント手法を開発し、普及することが望ましい
- ② 個人サンプラーによる作業環境測定の導入を検討する必要がある
  - ・ 当面は、A測定・B測定による測定では適切な評価を行えないおそれがある一部の作業を対象に、法定の作業環境測定方法として導入することについて検討する必要がある
- ③ 局所排気装置の要件等の柔軟化を検討する必要がある
  - ・ 例えば局所排気装置の排気を清浄化し、センサーで連続モニタリングする場合は、排気の屋内への還流を認めるなど
- ④ 局所排気装置以外の発散抑制方法の導入について検討する必要がある
- ⑤ リスク低減に応じた規制緩和を可能とし、より高い水準の化学物質管理を目指すためのインセンティブの付与を検討する必要がある

3 専門人材の育成・専門機関による管理の促進

化学物質管理の推進のためには、各事業場において化学物質管理を担う専門人材を養成するとともに、中小規模事業場、化学工業以外の事業場等が利用できる化学物質管理の専門機関の育成、相談窓口の設置について検討が必要

4 CO中毒、一部の屋外作業における中毒災害の防止対策を一層推進すべき